

## 令和5年第2回定例会（第2号）

令和5年6月7日（水曜日）午前10時00分開議

### ○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 議案第27号 七飯町子ども・子育て応援基金条例の制定について  
日程第 3 議案第28号 七飯町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について  
日程第 4 議案第29号 財政事情説明書の作成及び公表に関する条例の一部改正について  
日程第 5 議案第30号 七飯町税条例の一部改正について  
日程第 6 議案第31号 七飯町国民健康保険税条例の一部改正について  
日程第 7 議案第32号 七飯町介護保険条例の一部改正について  
日程第 8 議案第33号 令和5年度七飯町一般会計補正予算（第3号）  
日程第 9 議案第34号 令和5年度七飯町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）  
日程第10 議案第35号 町道路線の廃止について  
日程第11 報告第 2号 令和4年度一般財団法人北海道大沼国際交流協会事業報告及び決算報告について  
日程第12 報告第 3号 令和4年度七飯町一般会計繰越明許費繰越計算書について  
日程第13 報告第 4号 令和4年度七飯町下水道事業会計予算繰越計算書について  
追加日程第1 発議案第6号 特別委員会設置に関する決議  
追加日程第2 発議案第7号 特別委員会設置に関する決議  
追加日程第3 発議案第8号 特別委員会設置に関する決議  
追加日程第4 発議案第9号 地方財政の充実・強化に関する意見書  
追加日程第5 発議案第10号 特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置を求める意見書  
追加日程第6 議員の派遣について  
追加日程第7 閉会中の委員会活動の承認について

### ○出席議員（14名）

議 長	14番	木 下 敏	副 議 長	13番	川 村 主 税
	1番	澤 出 明 宏		2番	神 崎 和 枝
	3番	江 口 勝 幸		4番	青 山 金 助
	5番	川 上 弘 一		6番	佐々木 陵 二
	7番	田 村 敏 郎		8番	稲 垣 明 美
	9番	中 川 友 規		10番	平 松 俊 一
	11番	上 野 武 彦		12番	池 田 誠 悦

### ○欠席議員（0名）

### ○地方自治法第121条の規定により本会議に出席を求めた説明員

町 長 杉 原 太

---

○町長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

副町長	宮田 東	総務課長	中村 雄司
財政課長	青山 栄久雄	情報防災課長	庭田 昌輝
政策推進課長	花巻 亘	税務課長	佐藤 恵美子
会計課長	関口 順子	住民課長	福川 晃也
環境生活課長	村山 徳收	福祉課長	谷口 真樹
子育て支援課長	川崎 恵子	健康推進課長	岩上 剛
商工労働観光課長	磯場 嘉和	農林水産課長	村上 宏樹
土木課長	笠原 泰之	都市住宅課長	川島 篤実
上下水道課長	池田 晃		

---

○地方自治法第121条の規定により本会議に出席を求めた説明員

教育長 與田 敏樹

---

○教育長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

教育総務課長	倍 楼 司	学校教育課長	柴田 憲
生涯教育課長	竹内 圭介	学校給食センター長	福永 崇弘
スポーツ振興課長	高橋 雅貴		

---

○農業委員会会長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

事務局長 赤石 旭

---

○地方自治法第121条の規定により本会議に出席を求めた説明員

監査委員 永田 英利

---

○本会議の書記

事務局長	広部 美幸	書記	山本 翔大
書記	伊東 宏樹		

---

○会議規則第116条の規定により指名された会議録署名議員

3番 江口 勝幸                      4番 青山 金助

午前10時00分 開議

---

開 議 宣 告

---

○議長（木下 敏） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は14名です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただいまから、令和5年第2回七飯町議会定例会の本日の会議を開きます。

---

日程第1

会議録署名議員の指名

---

○議長（木下 敏） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員として、

3番 江口 勝 幸 議員

4番 青山 金 助 議員

以上2議員を指名いたします。

---

日程第2

議案第27号 七飯町子ども・子育て  
応援基金条例の制定について

---

○議長（木下 敏） 日程第2 議案第27号七飯町子ども・子育て応援基金条例の制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（青山栄久雄） それでは、議案第27号七飯町子ども・子育て応援基金条例の制定について、提案理由を説明申し上げます。

別冊の議案関係資料の1ページ、資料1の七飯町子ども・子育て応援基金条例の概要を御覧願います。

初めに1の制定理由でございますが、現在、町が取り組む重要施策の一つに、子育てをしやすい環境づくりの整備をはじめ、教育環境の充実といった七飯町の未来を担う子供たちが健やかに成長し、子育て世帯が安心して子供を産

み、育てられることができるよう町独自の子育て支援策が今後ますます必要とされております。

また、このことについては令和5年度の一般会計当初予算においても、新たに町独自の子育て支援の予算を計上させていただきましたが、今後もこれらを継続し、さらには新たな支援策の拡充を進めてまいりたいと考えております。

そのため、町独自の子育て支援策を継続的に実施していくためにも、七飯町の未来を担う子供たちへの応援や子育て世帯への支援が一層図られるような施策に充てることのできる基金を設置し、各年度において生じた余剰金をこの基金に積み立てることにより、後年度の子育て支援策をより充実させることができることから、この基金条例を制定するものでございます。

次に2の制定内容でございますが、七飯町子ども・子育て応援基金は地方自治法第241条に規定する特定目的基金として新たに設置することから、同法の規定に沿って、この条例を定めております。また、この基金は必要資金の積み立て、特定事業への充当を行うことから、取崩し型基金の性格を持った基金に位置づけられます。

初めに（1）の第1条は、この基金の設置規定とあわせて、基金の目的を規定します。次に（2）の第2条は、積立額を規定し、基金への積立は予算で定める金額とします。（3）の第3条は、基金に属する現金の保管方法を定めており、（4）の第4条は、基金の運用から生じる収益は毎会計年度の歳入歳出予算に計上して、基金に積み立てる規定を。（5）の第5条は、繰替運用に関する規定で、基金に属する現金を一時的に歳計現金に繰り替えて運用することができることを規定しております。次に（6）の第6条は、基金を処分することができる事業を規定しており、基金を充てることのできる事業として、子育て支援、教育支援、その他、子供施策に関する事業に限定しております。次に（7）の第7条は、基金に属する現金の保全として、金融機関に保険事故が発生したときは、当該預金に係る債権と金融機関に対す

る本町の債務との相殺をすることができることを規定し、最後に（８）の第８条は、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定めることができる委任規定を定めております。

最後に３の施行期日でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第２７号七飯町子ども・子育て応援基金条例の提案説明となります。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（木下 敏）** これより質疑を許します。

上野武彦議員。

**○１１番（上野武彦）** こういう条例を制定することは非常に結構なことだと思います。

これは今回は、従来やっていた子ども・子育てのほかに、さらに新たな施策を実施していくためにという漸進的な方向での基金の創設ということなのですが、この新たなということは、今のどのようなことを考えておられるのか。

それから、基金ということですので、当初そういった目的のためにどのくらいの基金を目標として取り組むのか。この辺についてちょっとお伺いしたいと思います。

**○議長（木下 敏）** 財政課長。

**○財政課長（青山栄久雄）** このたびの、新しく創設したいとする子ども・子育て応援基金につきましては、これまでも町には各種いろいろな基金がありましたが、子育て、子供に対する支援や子育て世帯に対する支援に特化した基金がございませんでした。

そういうことによりまして、また新たに令和５年度の当初予算では新たな子育て支援策としては、保育所等の完全給食実施事業や新入学児童学用品の負担軽減事業など、これまでなかった新たな施策を盛り込んでいます。これらの予算を毎年度継続させていきたいためにも、新たな基金が必要ではないかという判断に基づきまして、このたび、基金の条例を設定させていただきたいということになります。

また、この基金につきましては、どのくらい

の基金の額を想定しているのかということになりますけれども、これは必要な資金、来年度予算を組むために必要な資金と見込まれる金額について、その前の年から準備をするために、基金に積み立て、その予算を確保したいという趣旨でございます。ですので、当面、どのくらいまで積み立てるかという目標ではなく、この予算を毎年継続させていくためにも、必要となる資金について計画的に積み立ててまいりたいというものでございます。

ですので、今年度、新たな事業としては約２、０００万円程度、子ども・子育て世帯に対する支援事業というものが予算に計上されております。

毎年度、最低額でも、この基金の額は、以上には基金を保っておきたいというのが、その考えでございます。

以上でございます。

**○議長（木下 敏）** ほか、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（木下 敏）** 質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第２７号七飯町子ども・子育て応援基金条例の制定については、詳細な審査を要することから、総務経済常任委員会に付託し、併せて閉会中の継続審査としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（木下 敏）** 御異議なしと認めます。

よって、本件は総務経済常任委員会に付託し、併せて閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

---

日程第３

**議案第２８号 七飯町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について**

---

**○議長（木下 敏）** 日程第３ 議案第２８号七飯町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

住民課長。

○住民課長（福川晃也） それでは、議案第28号七飯町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について提案説明申し上げます。

改正する内容については、お手元に配布されております議案関係資料の2ページ、資料2の七飯町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の概要を御覧願います。

1の改正理由といたしまして、デジタル社会の形成を図るための関係法律第49条の規定による電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の改正規定が、令和5年5月11日に施行されたことに伴い、移動端末設備（スマートフォン）に個人番号カードの電子証明書機能の搭載が可能となりました。デジタル庁は、現行の民間事業者が設置する多機能端末機での個人番号カードを利用した証明書の交付等と同様に、年内中に個人番号カードの電子証明書機能を搭載した移動端末設備での証明書の交付等を可能とする対応を進めており、この法改正及び運用に対応するために、七飯町印鑑の登録及び証明に関する条例において、所要の一部改正を行うものでございます。

2の改正内容といたしまして、移動端末設備を用いた多機能端末機による印鑑登録証明書の交付等に関する規定を整備するものでございます。

3の施行期日といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

新旧対照表につきましては、次の3ページ、資料3に添付してございますので、御参照願います。

提案説明は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第28号七飯町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてを、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4

議案第29号 財政事情説明書の作成及び公表に関する条例の一部改正について

○議長（木下 敏） 日程第4 議案第29号 財政事情説明書の作成及び公表に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（青山栄久雄） それでは、議案第29号財政事情説明書の作成及び公表に関する条例の一部改正について提案説明申し上げます。

別冊の議案関係資料の4ページ、資料4の財政事情説明書の作成及び公表に関する条例の一部を改正する条例の概要を御覧願います。

このたびの一部改正条例ですが、1の改正理由としまして、町では地方自治法第243条の3第1項の規定に基づき、昭和23年6月にこの条例を制定し、町の財政状況の公表については、毎年、広報誌や公式ホームページにおいて、年2回以上、町民への公表を行っております。この条例の施行当初、昭和23年の制定時では、公表する財政状況の取りまとめ期間を1月1日から12月31日までの暦年と定めており、3月1日に公表する財政状況は前年7月1日から12月31日までの期間における状況を、9月1日に公表する財政状況については、1月1日から6月30日までの期間における状況を公表するものとして施行されましたが、そ

の後、国の昭和38年の法律改正により、普通地方公共団体の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする改正されたことから、この間において、町の条例で規定する期間と、地方自治法で規定する会計年度の期間に相違が発生し、実際の会計事務において、そごが生じていることから、このたび条例の一部改正を行うものであります。

次に、2の改正内容でございますが、初めに（1）で条例の題名を、「七飯町財政状況の公表に関する条例」に改めます。次に（2）で、第1条から第5条の各条の条文に見出しを付します。次に（3）の第1条関係では、条文中の地方自治法の法律名に法律番号を付し、書類の名称を「財政事情説明書」から「財政状況」に改めます。次に（4）の第2条関係では、財政状況の公表時期をこれまでの2回から3回に回数を増やし、4月、10月、12月にそれぞれ第3条で定める財政状況の内容を公表いたします。（5）の第3条関係で公表する財政状況の内容を定めており、アとして、4月に公表する内容は、新年度当初予算の概要について。イとして、10月に公表する内容は前年度の決算の概要について。ウとして、12月に公表する内容は4月1日から9月30日までの期間における歳入歳出予算の執行状況等を公表し、その他必要に応じて財政に関する事項を公表する内容に改めます。次に（6）の第4条関係では、財政状況の公表の方法について規定しており、改正前の条例では、インターネットの利用による公表が規定されていないことから、この公表方法を加える改正を行います。最後に（7）で、制定当初からの条例の文言について、この一部改正により所要の整理を行います。

次に、3の施行期日ですが、この条例は公布の日から施行するものといたします。

最後に4の経過措置としまして、この条例による改正前の条例に基づき公表された財政事情説明書は、この条例による改正後の条例に基づき公表された財政状況とみなす旨の経過措置を設けるものといたします。

以上、ここまでが一部改正条例の概要となり

ますが、この条例改正の新旧対照表につきましては、裏面の資料5のとおり添付してございますので、御参考としていただければと思います。

以上、簡単ではございますが、議案第29号財政事情説明書の作成及び公表に関する条例の一部を改正する条例の提案説明となります。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許します。

平松俊一議員。

○10番（平松俊一） 新旧対照表の改正後、一番最後の第5条ですが、町長が別に定めるといふ、別にといふことは、この条例の中ではないところで定めるといふことでしょうか。

○議長（木下 敏） 財政課長。

○財政課長（青山栄久雄） この条例につきましては、改正前改正後も同じように委任規定が定められております。

この条例にというものは、この手続きの中で、改めて別に定める必要があるものについては町長が別に定めるといふことを規定しておりますので、内容につきましては、今すぐに別に何かがあるというわけではなく、何かが発生したときにはこの委任規定によりまして、町長が別に定めることを規定しているという内容でございます。

以上です。

○議長（木下 敏） ほか、質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第29号財政事情説明書の作成及び公表に関する条例の一部改正についてを、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第5

議案第30号 七飯町税条例の一部改正について

---

○議長（木下 敏） 日程第5 議案第30号七飯町税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（佐藤恵美子） それでは、議案第30号七飯町税条例の一部改正について提案説明申し上げます。

議案関係資料にて説明させていただきますので、資料7ページの資料6、七飯町税条例の一部を改正する条例の概要を御覧願います。

1、改正理由。地方税法等の一部を改正する法律として、令和5年法律第1号が令和5年3月31日に公布されたことに伴い、施行期日が令和5年4月1日の部分については専決処分にて七飯町税条例の一部改正を行いました。

今回の改正は、専決処分を行った部分以外で、施行期日が令和5年7月1日以降の部分について、七飯町税条例の一部を改正するものです。

2、改正内容。主な改正内容は次のとおりですが、法改正に伴い生じた条項の追加による条項のずれ及び規定の整備等についても併せて改正いたします。

（1）個人町民税関係は令和6年度から国税である森林環境税が導入され、町が個人町民税均等割の課税と併せて賦課徴収の事務を行うことに伴い、その方法等について規定する改正を行うものです。なお、東日本大震災に関する防災施策の財源確保のため、平成26年度から個人町民税の均等割額に加算していた復興特別税は令和5年度にて終了となります。町民税の均等割が課税となる場合の比較を次に記載しております。令和5年度までは個人町道民税均等割として合計5,000円の課税となっております

が、令和6年度以後は個人町道民税均等割4,000円に合わせて森林環境税として1,000円を賦課徴収しますので、課税額は合計で5,000円となります。（2）軽自動車税関係は、種別割の税率について新たに特定小型原動機付自転車、いわゆる電動キックボード等が定義されたことに伴い、三輪以上の原動機付自転車の税率区分について改めるものです。

3、施行期日等。この条例は各項目について、それぞれ記載された日から施行し、改正後の七飯町税条例の規定中、町民税及び軽自動車税に関する経過措置につきましても記載のとおりでございます。

議案関係資料8ページから16ページには、資料7として新旧対照表を添付しておりますので御参照願います。

以上、簡単ではございますが、七飯町税条例の一部改正についての提案説明とさせていただきます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第30号七飯町税条例の一部改正についてを、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第6

議案第31号 七飯町国民健康保険税条例の一部改正について

---

○議長（木下 敏） 日程第6 議案第31号七飯町国民健康保険税条例の一部改正について

を議題といたします。

提案説明を求めます。

住民課長。

○住民課長（福川晃也） それでは、議案第31号七飯町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について提案説明申し上げます。

改正する内容についてはお手元に配布されております議案関係資料の17ページ、資料8の七飯町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要を御覧願います。

1の改正理由といたしまして、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免については、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料税の減免等に基づき行われたところですが、令和4年度相当分の減免措置については、令和5年度特別調整交付金による国の財政支援が行われることが示されたため、所要の一部改正を行うものでございます。

2の改正内容といたしまして、新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免対象年度及び当該年度における納期限の改正を行うものでございます。

3の施行期日といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

4の経過措置といたしまして、この条例による改正後の七飯町国民健康保険税条例附則第18項の規定は、令和5年4月1日以後に納期限が到来する国民健康保険税の減免について適用し、当日前に納期限が到来した国民健康保険税の減免については、なお従前の例によるものでございます。

新旧対照表につきましては、次の18ページ、資料9に添付してございますので御参照願います。

提案説明は以上でございます。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第31号七飯町国民健康保険税の一部改正についてを、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第7

議案第32号 七飯町介護保険条例の一部改正について

---

○議長（木下 敏） 日程第7 議案第32号七飯町介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（谷口真樹） それでは、議案第32号七飯町介護保険条例の一部改正について、提案説明を申し上げます。

それでは、議案関係資料の19ページ、資料10の七飯町介護保険条例の一部を改正する条例の内容を御覧願います。

1、改正理由でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免については、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に基づき、令和2年度より実施しているところですが、令和4年度の相当分の減免措置については、令和5年度特別調整交付金による国の財政支援が行われることが示されたため、所要の一部改正を行うものです。

2、改正内容でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、減免対象となる介護保険料の納期限を改正するものです。

3、施行期日でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

4、経過措置として、この条例により、改正後の七飯町介護保険条例附則第9条に規定する

保険料の減免は、令和5年4月1日から適用し、この条例による改正前の七飯町介護保険条例附則第9条に規定する保険料の減免は、なお従前の例によるものとします。

なお、新旧対照表については議案関係資料20ページ、資料11に添付してございますので御参照願います。

提案説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第32号七飯町介護保険条例の一部改正についてを、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第8

#### 議案第33号 令和5年度七飯町一般会計補正予算（第3号）

---

○議長（木下 敏） 日程第8 議案第33号 令和5年度七飯町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（青山栄久雄） それでは、議案第33号令和5年度七飯町一般会計補正予算（第3号）について提案説明申し上げます。

このたびの補正予算（第3号）ですが、第1条は既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4億3,292万8,000円追加し、総額を歳入歳出それぞれ118億3,633万5,

000円とする補正予算と、第2条は地方債の変更について第2表に定めるものでございます。

それでは初めに歳出から御説明申し上げます。11ページをお開き願います。

今回提案します補正予算の概要となりますが、主なものとしまして1点目に、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯に対する支援として、国から示されている住民税非課税世帯への3万円の給付金に対し、町独自の支援策として2万円を上乘せし、1世帯当たり5万円を支給するとともに、住民税均等割のみの課税世帯に対しても住民税非課税世帯と同様に1世帯当たり5万円を支給する電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援事業費に2億8,921万6,000円を追加。

2点目に、七飯町内における将来的な温室効果ガス排出量の推計や再生可能エネルギーの導入可能性の調査、分析を行い、地域再エネ導入目標などの整備のため、令和5年度は基本計画を策定するための七飯町再エネ導入目標策定業務に1,045万円を追加。その他、国や北海道などから交付決定があった事務事業についてその経費を追加する補正予算でございます。

最初に2款総務費1項7目企画費は、令和2年度に交付を受けた新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、アップル商品券を交付した事業のうち、交付した商品券が未使用となった459枚分について、当該未使用に係る交付金充当分を国へ返還するため、過年度返還金に45万9,000円を追加。まちづくり政策事業費はコミュニティ助成事業助成金に250万円を追加。地域交通事業費はこのたび実施したハイヤー・タクシー運賃負担軽減実証実験の利用者アンケートを実施するため、その郵便料等に合わせて50万8,000円を追加。

11目交流推進費は、中高生の海外交流派遣事業を令和5年10月後半に実施するため、その渡航費用などに合わせて635万4,000円を追加。

2項2目賦課徴収費の賦課事務費は、本年7月の道路交通法の改正により、電動キックボードを主な対象とする特定小型原動機付自転車の区分が新設されるため、ナンバープレートの発行によるシステム改修費用に合わせて75万9,000円を追加。

3項1目戸籍住民基本台帳費は、令和6年度をめどに戸籍と戸籍附票における氏名の仮名表記の法制化に伴い、戸籍情報及び戸籍附票システムの改修費用に482万9,000円を追加。

5項1目統計調査費は、令和5年度実施の住宅土地統計調査における指導員及び調査員の報酬基準額が増加されたことから報酬に5万2,000円を追加。

13ページに移りまして、次に3款民生費1項1目社会福祉総務費の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援事業費は、前段説明申し上げました住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯に対して1世帯当たり5万円を支給するため、その事務費と給付金合わせて2億8,921万6,000円を追加。

2項1目児童福祉総務費の児童福祉総務費は、昨年9月に発生した認定こども園の送迎用バスに園児が置き去りにされた事件を受け、国において、幼児等の所在確認と送迎用バスに安全装置の設置を義務化したことにより、民間の認定こども園や保育施設が使用する送迎用バスの安全装置の設置に係る補助金に17万5,000円を追加。放課後児童対策費は既存備品のブルーレイレコーダーが故障し、修理不能であるため、一般備品購入費に6万1,000円を追加。

3項1目災害救助費は、5月23日に発生した住宅火災により災害見舞金を給付したことから、今後の対応分として33万円を追加。

15ページに移りまして、次に、4款衛生費1項4目環境保全対策費の自然環境保全事業費は、環境省からの間接補助である二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の採択を受け、将来的な温室効果ガスの排出量の推計や再生可能エネルギーの導入可能性の調査、分析を行い、地域再エネ導入目標などの整備のため、その計画

策定費に合わせて1,045万円を追加。生活環境対策事業費は、本年度の合併処理浄化槽の設置見込数が当初の想定より増加したため、合併処理浄化槽設置整備補助金に316万円を追加。

次に、6款農林水産業費1項4目農地費の土地改良総務費は、令和5年度の多面的機能支払事業交付金について、北海道から交付決定があったことから、その事業費に6,960万1,000円を追加。道営農業基盤整備事業費は、道営事業として実施する基幹農道七飯第2路線について、北海道が国に対し、着手申請を行ったことから、地元負担金として2,594万3,000円を追加。

2項1目林業費は、森林管理道精進川線林道橋のPCB含有調査を実施するため、林道橋りょう点検委託料に80万円を追加。

次に、8款土木費2項1目道路橋りょう維持費は、雪解け後の凍上により、道路の傷みが著しい箇所が多く、また、舗装等の補修箇所も増加しているため、町道等舗装補修工事に620万円を追加。

9款消防費1項2目災害対策費の防災行政無線管理費は、七飯町防災行政無線放送運営委員会を開催する案件があるため、その開催費に5万4,000円を追加。

17ページに移りまして、次に10款教育費2項1目学校管理費の小学校管理運営費は外国人児童が在籍する小学校に、授業対応支援を行うため、そのスタッフの配置費用に11万8,000円を追加。4項2目文化振興費は、一つ目に令和5年度の宝くじ文化公演事業が採択され、令和5年12月21日に実施する予定であることから、町の負担分としての公演事業開催費に合わせて58万3,000円を追加。二つ目に、内閣府の補助事業であるアイヌ政策推進交付金の補助採択を受け、アイヌの伝統や関連音楽、舞踊を通じて、アイヌ文化に関する知識の普及や啓発を図るため、七飯町アイヌ文化振興事業委託料に1,041万5,000円を追加。

5項1目保健体育総務費の体育施設管理費は、夏場の換気や熱中症対策に必要な大型冷風

機の購入に36万1,000円を追加。

最後に13款職員費1項1目職員給与費の財源構成は、指定統計調査の報酬基準額の増加に伴い、国から追加で交付される委託金を一般財源と振り替えるものでございます。

続きまして、7ページの歳入にお戻り願います。

歳入予算の補正額の説明となりますが、このたびの補正予算は国や北海道などから補助採択を受けて実施する事務、事業が主な内容でございますので、歳出予算において説明をしているものについては説明を簡略または省略させていただきますので、あらかじめ御了承願います。

初めに、14款国庫支出金2項1目総務費国庫補助金の総務管理費補助金は、戸籍情報及び戸籍附票システムの改修費用に充てるため、社会保障・税番号制度システム整備費補助金として482万9,000円、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金2億5,445万円。

2目民生費国庫補助金の児童福祉費補助金は、送迎用バス安全装置設置事業に伴う国庫負担分として、保育対策総合支援事業補助金17万5,000円。

3目衛生費国庫補助金の保健衛生費補助金は、合併処理浄化槽設置整備補助金の増加に伴う国庫補助金の増額分として、循環型社会形成推進交付金に76万2,000円を追加。

6目教育費国庫補助金の社会教育費補助金は、アイヌ政策推進交付金833万2,000円。

15款道支出金2項4目農林水産業費道補助金の農業費補助金は、北海道多面的機能支払事業補助金5,261万3,000円。

3項1目総務費委託金の統計調査費委託金は、各種指定統計調査委託金に10万9,000円を追加。

18款繰入金1項2目活力のあるまちづくり推進基金繰入金は、海外交流派遣研修事業に係る渡航費用の一部に充てるため453万4,000円を追加。

5目森林環境譲与税基金繰入金は、林道橋

りょう点検委託料に充てるため80万円を追加。

18款繰越金1項1目繰越金は、このたびの補正予算の収支調整分として前年度繰越金に7,202万5,000円を追加。

20款諸収入5項4目雑入は、海外交流派遣研修事業の参加者負担金として45万円。宝くじ文化公演チケット売払収入58万3,000円。コミュニティ助成事業助成金250万円。二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金として746万6,000円を追加。

最後に、21款町債1項3目農林水産業費の農業債は、道営事業として実施する基幹農道七飯第2路線の整備に2,330万円を追加いたします。

最後に、3ページにお戻り願います。

第2表の地方債補正でございます。変更となるものは、農業農村整備事業で歳出予算の変更に合わせて、限度額を350万円から2,680万円に変更するものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、議案に記載のとおりでございます。

提案説明は以上でございます。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許します。

上野武彦議員。

○11番（上野武彦） 一般の12ページの22節償還金、利子及び割引料についてですけれども、この中で、負担金補助及び交付金のコミュニティ助成事業助成金ということであっておりますけれども、このコミュニティ助成事業というものは、どのような具体的な内容を指すのか、ちょっと非常に分かりにくいので説明をお願いします。

○議長（木下 敏） 政策推進課長。

○政策推進課長（花巻 亘） それではコミュニティ助成事業についてお答えをさせていただきます。

このコミュニティ助成事業ですが、一般財団法人自治総合センターから市町村に対して事業

募集があるものでございます。

内容といたしましては、コミュニティー団体、主に町内会等がコミュニティー、地域活性化のために行う事業に対して助成するというもので、前年度に募集がありまして、前年度の末までに交付決定があり、当年度の6月の補正予算で補正を計上するというもので、250万円につきましては、いわゆる宝くじの売上金を運営している一般財団法人自治総合センターから、そのまま歳入に入ってくるものでございまして、町といたしましては、中間的に補助について町内会等が行う申請をお受けして、北海道を通して、一般財団法人自治総合センターに申請をあげて、補助の決定があれば、その250万円を町を通して、その町内会さんに交付するという事業でございまして。

ちなみに今年度につきましては、緑町町内会さんが該当になりまして、緑町会館で使う音響設備等の買替えということで250万円補助申請を昨年して、交付決定を受けて、今年度6月に補正を計上しているということでございまして。

以上でございます。

○議長（木下 敏） ほか、質疑ございませんか。

神崎和枝議員。

○2番（神崎和枝） 一般の15、16ページです。

環境保全対策費の自然環境保全事業費の12委託料、七飯町再エネ導入目標策定委託料1,014万2,000円ということで、国からの国庫補助が76万2,000円と、それと雑入の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の746万6,000円、これに当たるのかと思って、財政課長のほうから国からのあれなので内容はという話がありましたけれども、もうちょっと内容、国から来ている、どのような内容で委託先とか、どういう再エネのことを考えて、目標値というか、そういうものを委託しているということなのか、もうちょっと詳しく内容を教えていただきたいと思います。

○議長（木下 敏） 環境生活課長。

○環境生活課長（村山徳收） それでは、16ページの自然環境保全事業費の委託料、七飯町再エネ導入目標策定委託料でございまして、こちらについては、歳入といたしましては雑入にある金額、これ、間接補助になりましたが、こちらが財源となっております。

あと、国庫補助という形ではなく、環境省から一般社団法人を通して、七飯町に入ってくる間接補助のみでございまして。

また、こちらの委託事業を実施するに当たりましては、まずはプロポーザル方式で、まず七飯町の仕様書をホームページ等で募集をかけまして、プロポーザルで入札等を実施したいと考えてございまして。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 神崎和枝議員。

○2番（神崎和枝） 国からのそういう流れの中で、プロポーザルでやるということなのか。もうちょっと詳しいものは何もないのか、国から示された。

○議長（木下 敏） 環境生活課長。

○環境生活課長（村山徳收） それでは、プロポーザルの内容といたしましては、七飯町で仕様書を作成いたしまして、七飯町の例えば、七飯町内の温室効果ガス排出量の削減のために必要な情報分析、再生エネルギー導入のために必要な情報分析、それら二つを踏まえた将来の温室効果ガス排出量に関する推計。また、2050年までの七飯町の地域の将来像を見据えた再エネ導入及び脱炭素に資する目標を作成すると。そして、その目標、あとは、その脱炭素実現に向けた必要な施策を作成させていただくと。あとは、その進捗状況です。目標に対して、どれだけ毎年進捗するのか。そういうもののスケジュールをメインとして公募をかけたいということでございまして。

以上でございます。

○議長（木下 敏） ほか、質疑ございませんか。

佐々木議員。

○6番（佐々木陵二） 一般15ページの6款2項1目林業費の委託料ですが、先ほど、林道

橋梁の点検とPCB調査ということで説明を受けましたが、こちらの七飯町内における林道橋は何橋あって、今回何橋の点検をやるのかということと、あと一般7の歳入ですけれども、森林環境譲与税の基金を繰り入れるということで、国庫支出金、道支出金がないということは、補助事業ではないということになると思いますが、今回の点検の目的もお知らせ願います。

○議長（木下 敏） 農林水産課長。

○農林水産課長（村上宏樹） お答えいたします。

林道橋につきましては、2橋ございまして、そのうち1橋が対象となる橋でございますので、今回はその1橋ということになります。

名前につきましては、精進川に架かっております林道橋でございまして、こちらのほうの橋名につきましては、橋名がついていないため、不明橋ということで取り扱っていますが、そちらの精進川林道に架かる林道橋ということになります。

今回、議員おっしゃるとおり、補助を受けず行う予定でございますが、昭和41年から昭和49年にかけて、林道橋に対する塗料の中にPCBが含まれている可能性があるということで、今回の橋につきましては昭和43年に架けられた橋ということで、今回PCBが含まれている可能性があるということで行うものですが、予定では令和6年に定期検査がございましたので、そちらで行う予定としていたところですが、このほど、もしもPCB検出が規定以上された場合、その後、国の補助などを使って取り組んでいきたいと考えておりますので、そのためにも令和6年の5月には、その予算関係をまとめていかなければいけないということですので、それに間に合うように、このほど検査をさせていただきたいということで予算計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） ほか、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第33号令和5年度七飯町一般会計補正予算（第3号）を、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第9

議案第34号 令和5年度七飯町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

---

○議長（木下 敏） 日程第9 議案第34号令和5年度七飯町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

住民課長。

○住民課長（福川晃也） それでは、議案第34号令和5年度七飯町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、提案説明申し上げます。

このたびの補正予算は既定予算の総額に歳入歳出それぞれ13万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ31億9,723万1,000円とするものでございます。

今回の補正の内容は、国において進められております令和6年秋を目指して予定されている健康保険証の新規発行の取りやめに関連して、マイナンバーカードと健康保険証の一体化について周知広報するための印刷経費について増額し、その全額に国庫補助金を充てる予算を計上するものでございます。

それでは、国保7ページの歳出から御説明申し上げます。

1款総務費1項1目一般管理費は、印刷物作成に係る消耗品費13万1,000円の追加でございます。

次に、国保5ページの歳入にお戻りいただきまして、2款国庫支出金1項3目社会保障・税番号制度システム整備費補助金は、社会保障・税番号制度システム整備費補助金13万1,000円の追加でございます。

提案説明は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第34号令和5年度七飯町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第10

議案第35号 町道路線の廃止について

---

○議長（木下 敏） 日程第10 議案第35号町道路線の廃止についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

土木課長。

○土木課長（笠原泰之） それでは、議案第35号町道路線の廃止について提案説明申し上げます。

このたびの議案は、道路法第10条第3項の規定により、町道の路線を別紙のとおり廃止するため、議会の議決を求めるものでございます。

提案内容といたしましては、桜町16号線について、道営農村整備事業で路線を整備する要望を北海道に対し行っておりましたが、令和5

年4月に事業実施地区として採択となり、北海道が国の補助金を活用して道路整備を進めることになりました。

この事業については、町道のままでは整備することができない道路整備事業であることから、この議案において町道の路線を廃止するものでございます。

それでは、議案の次のページに添付しております町道路線廃止調書で説明させていただきます。

路線名、桜町16号線でございますが、起点がまずは桜町286番地、終点が字桜町274番地で、総延長が761メートル、実延長が758メートルで、廃止する路線の位置についてはこの後に添付しております路線図番号1の図面のとおりとなっております。

提案説明については以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第35号町道路線の廃止についてを、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前10時55分 休憩

---

午前11時10分 再開

○議長（木下 敏） 休憩前に引き続き、再開いたします。

---

日程第11

報告第2号 令和4年度一般財団法人

## 北海道大沼国際交流協会事業報告及び 決算報告について

○議長（木下 敏） 日程第11 報告第2号  
令和4年度一般財団法人北海道大沼国際交流協  
会事業報告及び決算報告についてを議題といた  
します。

提案説明を求めます。

政策推進課長。

○政策推進課長（花巻 亘） それでは、報告  
第2号令和4年度一般財団法人北海道大沼国際  
交流協会事業報告及び決算報告について地方自  
治法第243条の3第2項の規定により御報告  
をいたします。

2ページの理事会議案第1号令和4年度事業  
報告についてを御覧ください。

令和4年度に実施しました事業内容について  
主なものを御説明いたします。

ページを開きまして、初めに3ページの1、  
国際交流に関する調査及び研究並びに人材の育  
成事業についてでございます。1-1から1-  
4までの事業を行いました。1-2、令和5年  
度、韓国大学生との国際交流に向けた協議調整  
については、事業実施を令和5年10月と決定  
し、現地視察候補地である厚真町と厚沢部町と  
受入れ調整を行っております。

次に2、国際交流を促進するための各種行  
事、研修並びに人物交流等の実施事業、3ペー  
ジから4ページでございます。2-1及び2-  
2の事業を行っており、2-1、英会話教室の  
内容としては外国人講師を招き、一般住民や小  
学生対象の英会話講座、キッズ英会話講座を実  
施しております。

次に3、地域の国際交流団体との連帯、協力  
及び活動の振興事業でございます。3-1及び  
3-2の事業を行っており、3-1、日本国際  
語学アカデミー函館校との連携としてはアメリ  
カ、スリランカ、中国など数か国からの留學  
生を引率して、駒ヶ岳登山を実施いたしました。

次に4、大沼国際セミナーハウス等の国際交  
流施設の広報・宣伝活動及び学会、研修会の誘

致。4ページから5ページでございます。4-  
1から4-4までの事業を行っており、4-  
2、各イベントの開催としては映画上映会3  
本、コンサート4公演、バレエ1公演、そして  
個展を1回開催しています。

次に5、大沼国際セミナーハウス等の管理及  
び運営の受託、その他委託を受けて行う事業で  
ございます。5-1から5-3までの事業を  
行っており、5-2、多様なニーズに対応した  
施設利用として、国際会議場をクルーズ船のオ  
プショナルコースのコンサート会場として提供  
したり、森林公園をブライダルフォトの撮影会  
場として提供しました。

次に6、自然観察会の実施、自然環境保護活  
動の指導者の育成等の自然環境保護活動の企  
画、実施並びに推進でございます。

6-1及び6-2の事業を行っており、6-  
1、保育園の活動との連携では、大沼保育園と  
藤城保育園の園児を対象に、大沼公園周辺や森  
林公園で自然保護観察員による自然環境学習を  
開催しております。

次に7、その他、この法人の目的を達成する  
ために必要な事業、6ページでございます。

7-1から7-3までの事業を行っており、  
7-1、各施設及び公園内の管理としてボラン  
ティアの協力を得て、樹木の冬囲いや遊歩道、  
看板の点検、害虫駆除など、1年を通じた管理  
を行っております。また、賛助会員数につきま  
しては、令和5年3月末日現在で個人管理が2  
36名、団体会員が72団体でございます。

次に、6ページ下段に理事会、評議員会等の  
開催実績を記載しておりますので、併せて御覧  
ください。

続いて、7ページの令和4年度の利用状況で  
ございます。年間の利用件数は234件、前年  
度に比べ97件増、利用者総数は6,357人、  
前年度に比べ1,708人の増で、各種事業の再  
開などにより、利用状況は徐々に回復傾向にあ  
るところです。

各月、各室ごとの詳細は資料を御覧くださ  
い。事業報告の説明は以上でございます。

続きまして、理事会議案第2号令和4年度決

算報告についてを御覧ください。

初めに、9ページの令和4年度収支計算書について御説明いたします。

まず、収入の部でございますが、収入額を御覧いただきたいと思っております。基本財産運用が443万5,509円、団体及び個人会員の会費が193万6,000円、自主事業が182万9,323円、施設管理受託事業が3,157万1,000円、施設運用事業108万4,420円、受取利息1,235円、雑収入が42万4,653円でございます。

収入の内容は備考欄を御覧ください。当期収入合計が4,133万2,140円、前期繰越収支差額が628万5,251円、収入合計は4,761万7,391円でございます。

次に、10ページ、支出の部でございます。支出額を御覧ください。自主事業費の計が218万6,423円、施設管理受託事業費の計が3,497万5,194円、管理費の計が339万2,100円、退職給与引当預金が68万4,000円、以上の支出合計が4,123万7,717円となり、当期収支差額がマイナス9万4,423円、次期繰越収支差額は637万9,674円でございます。

次に、11ページの令和4年度正味財産増減計算書でございます。当年度を御覧ください。

ローマ数字Ⅰの一般正味財産増減の部、下段のⅠの一般正味財産期末残高が659万853円、Ⅱの指定正味財産増減の部、基本財産に当たりますが、指定正味財産期末残高として3億6,381万円、Ⅲの正味財産期末残高の部、Ⅰの正味財産残高が3億7,040万853円でございます。

次に、12ページの令和4年度貸借対照表でございます。当年度を御覧ください。

Ⅰの資産の部、Aの流動資産合計額、Bの基本財産合計額、Cの特定資産合計額、Dのその他固定資産合計合わせたFの資産合計額は3億7,512万4,795円でございます。

次に、Ⅱの負債の部で、Gの流動負債合計44万5,322円とHの固定負債合計427万8,620円を合わせたⅠの負債合計は472万

3,942円でございます。

次に、Ⅲの正味財産の部で、Ⅰの指定正味財産3億6,381万円とⅡの一般正味財産659万853円を合わせたⅠの正味財産合計は3億7,040万853円となり、Ⅱの負債及び正味財産合計は3億7,512万479円でございます。

次に、13ページの令和4年度財産目録でございますが貸借対照表の科目別内訳となっておりますので御覧ください。

次に、14ページの令和4年度計算書類に対する注記でございますが、Ⅰの重要な会計方針として引当金の計上基準につきましては、期末退職給与の要支給額に相当する金額を計上しております。また、資金の範囲につきましては、現金、預貯金、預り金を含めております。Ⅱの基本財産の増減及び残高ですが、当期末残高は3億6,381万円でございます。Ⅲの次期繰越金収支差額につきましては、前期末残高が628万5,251円、当期末残高が637万9,674円でございます。Ⅳの収支計算書の流用ですが記載のとおりでございます。Ⅴの固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期残高ですが、取得価格が36万4,100円、当期償却額が14万785円、当期末残高は21万1,179円でございます。

最後になりますが、15ページは監査結果となっております。

報告第2号令和4年度一般財団法人北海道大沼国際交流協会事業報告及び決算報告については以上でございます。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

以上で、本件については報告済みといたします。

---

日程第12

報告案第3号 令和4年度七飯町一般会計繰越明許費繰越計算書

---

○議長（木下 敏） 日程第12 報告案第3号令和4年度七飯町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（青山栄久雄） それでは、報告案第3号令和4年度七飯町一般会計繰越明許費繰越計算書について御説明申し上げます。

令和4年度七飯町一般会計繰越明許費に係る歳出予算の金額のうち、翌年度に繰り越した額を地方自治法施行令第146条第2項の規定により別紙のとおり報告するものでございます。

次のページをお開き願います。

令和4年度七飯町一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。

このたびの繰越計算書については、令和4年度の予算において年度内にその支出を終わらない見込みのある経費について繰越明許費を設定し、事業の進捗等により、翌年度令和5年度へ繰越額が確定したことから議会へ報告する計算書となります。繰越明許事業として設定した2款総務費1項総務管理費のハイヤー・タクシー運賃負担軽減実証実験補助金の翌年度繰越額は660万円、4項選挙費の北海道知事・議会議員選挙執行費は297万2,000円、4款衛生費1項保健衛生費の出産・子育て応援交付金事業は241万2,000円、同じく1項保健衛生費の新型コロナウイルスワクチン接種事業は369万5,000円、最後に10款教育費4項社会教育費の文化センター小ホール吊物制御盤等改修工事の翌年度繰越額が462万6,000円で、繰越明許を設定した5事業について令和5年度の一般会計へ繰越し、繰越明許事業の総額を2,030万5,000円とするものでございます。

なお、設定金額と翌年度繰越額の差額は事業の進捗等による経費の減額分であり、翌年度繰越額の財源内訳は記載のとおりとなります。

以上で、令和4年度七飯町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告とさせていただきます。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許します。

池田誠悦議員。

○12番（池田誠悦） ちょっとお伺いしたいのですが、ハイヤー・タクシー運賃負担軽減実証実験補助金というものの、ある程度予算を使わなくて返すのですが、この事業はもうこれで打ち切るのか、それともこれからまた継続審議をして、また事務局サイドではどう考えているのか、その辺の詳細を教えてくださいと思います。

○議長（木下 敏） 政策推進課長。

○政策推進課長（花巻 亘） 現在、5月31日までの期限で行っていた実証実験ですが、利用券などについて現在返ってきたもの、随時集計しているところでございます。

その集計結果と、今回補正提案させていただきました利用者に対するアンケート、使い心地などに関する感想などをお聞きしまして、今回の実証実験の内容を十分精査して、この事業実験自体を、本来の事業として続けていけるのかどうか、それについてはまた、法定協議会等で諮って決めていきたいと考えてございます。現在のところ、これをこのまま続けるともやめるとも言うことは、実証実験、集計結果が出ておりませんし、法定協議会で諮っておりませんので、ちょっとお答えできるところではございません。御理解いただけますようお願いいたします。

○議長（木下 敏） 池田誠悦議員。

○12番（池田誠悦） であれば、協議会のほうを早く開いて、やはり、協議会の皆さんとお話をして、町民の声を行政に反映する意味でも、よいことであれば、また、予算化していただければと思っております。

以上でございます。ありがとうございます。

○議長（木下 敏） 質疑にしてください。

○12番（池田誠悦） であれば、この委員会はいつ頃また開催する予定でしょうか。

○議長（木下 敏） 政策推進課長。

○政策推進課長（花巻 亘） 次回の委員会は6月14日に開催する予定でございますが、次回の委員会はまだ集計結果が全部出そろっていないと思いますので、内容については、今回行

うアンケート調査の設問の内容だとか、そういうことについてお諮りする内容になります。

今回の実証実験の詳細な結果について委員会でお諮りする事は、もっと先の委員会になるであろうと考えでございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） ほか、質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

以上で、本件については報告済みといたします。

---

日程第13

**報告第4号 令和4年度七飯町下水道  
事業会計予算繰越計算書**

---

○議長（木下 敏） 日程第13 報告第4号 令和4年度七飯町下水道事業会計予算繰越計算書についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（池田 晃） それでは、報告第4号令和4年度七飯町下水道事業会計予算繰越計算書について御説明申し上げます。

地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、令和4年度七飯町下水道事業会計建設改良費のうち翌年度に繰り越した額を議会に報告するものでございます。

次のページをお開き願います。

七飯町公営企業管理者より令和5年5月31日に七飯町下水道事業会計建設改良費のうち翌年度へ繰り越した額について七飯町長へ報告済みとなっております。

次のページを御参照願います。A4横の資料となりますが、令和4年度七飯町下水道事業会計予算繰越計算書の詳細についてでございます。

内容につきましては、令和4年度予算の建設改良費についてその一部を令和5年度に繰り越して予算執行するものとなります。

その内容は、北海道が事業を実施いたします

函館湾流域下水道整備事業の繰越しに伴う七飯町負担分の繰越しとなっております。

内容の詳細につきましては、1款資本的支出1項建設改良費流域下水道整備事業負担金、翌年度繰越額1,010万685円となります。

なお、説明の補足となりますが、繰越しを行う詳細な理由につきましては、事業主体の北海道より機器の製作に必要な半導体の調達に不測の時間を要したためとの報告を受けております。

以上、令和4年度七飯町下水道事業会計予算繰越計算書の報告とさせていただきます。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

以上で、本件については報告済みといたします。

---

**議会運営委員会報告**

---

○議長（木下 敏） 昨日、休憩中に、議会運営委員会を開き、議事日程について協議いたしましたので、委員長から、その結果についての報告を求めます。

中川委員長。

○委員長（中川友規） 昨日、休憩中に議会運営委員会を開き、議事日程について協議いたしましたので、その内容について報告いたします。

本日予定しておりました議案審議が円滑に進んでいることから、6月8日の日程で予定されております発議案第6号特別委員会設置に関する決議、発議案第7号特別委員会設置に関する決議、発議案第8号特別委員会設置に関する決議、発議案第9号地方財政の充実・強化に関する意見書、発議案第10号特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置を求める意見書、議員の派遣について及び閉会中の委員会活動の承認について、以上の日程をお手元に配布した議事日程のとおり、本日の日程に追加したいと思っております。

なお、本定例会に付議された残りの案件は本

日2日目で審議することとなり、当初の会期は6月8日までの3日間でありましたが、全ての審議が終了した場合、会期を繰上げ、本日までの2日間に変更いたします。

議員各位及び説明員の方々の御理解と御協力をお願いいたします。

以上、報告とさせていただきます。

**○議長（木下 敏）** お諮りいたします。

ただいま議会運営委員会から報告のあったとおり、発議案第6号特別委員会設置に関する決議、発議案第7号特別委員会設置に関する決議、発議案第8号特別委員会設置に関する決議、発議案第9号地方財政の充実・強化に関する意見書、発議案第10号特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置を求める意見書、議員の派遣について及び閉会中の委員会活動の承認についてを日程に追加し、追加日程第1から第7までとして、それぞれ議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（木下 敏）** 御異議なしと認めます。

よって、発議案第6号から発議案第10号、議員の派遣について及び閉会中の委員会活動の承認についてを日程に追加し、追加日程第1から第7までとして、それぞれ議題とすることに決定いたしました。

---

追加日程第1

**発議案第6号 特別委員会設置に関する決議**

---

**○議長（木下 敏）** 追加日程第1 発議案第6号特別委員会設置に関する決議を議題といたします。

提案説明を求めます。

中川友規議員。

**○9番（中川友規）** 発議案第6号特別委員会設置に関する決議。

標記の発議案を会議規則第13条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり提出いたします。

令和5年6月2日。

七飯町議会議長、木下敏様。

提出者、七飯町議会議員、中川友規。

賛成者、七飯町議会議員、上野武彦議員、澤出明宏議員、佐々木陵二議員、稲垣明美議員、川村主税議員。

特別委員会設置に関する決議。

次のとおり、特別委員会を設置する。

1、名称。新交通体系と観光に関する調査特別委員会。

2、設置の目的。北海道新幹線や北海道縦貫自動車道等の利活用、大沼国定公園等の観光に関する調査研究が必要なため。

3、構成人員。7名。

4、活動期間。調査が終了するまで、閉会中も継続して審査を行う。

以上でございます。

よろしくをお願いいたします。

**○議長（木下 敏）** これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（木下 敏）** 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（木下 敏）** 討論を終わります。

これより、採決を行います。

発議案第6号特別委員会設置に関する決議について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（木下 敏）** 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいま設置されました新交通体系と観光に関する調査特別委員会は七飯町議会委員会条例第6条の規定により、議長が会議に諮って指名することとなっております。

お諮りいたします。

新交通体系と観光に関する調査特別委員会委員に神崎和枝議員、江口勝幸議員、田村敏郎議員、稲垣明美議員、中川友規議員、平松俊一議員、川村主税議員、以上7人の議員を指名したいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 御異議なしと認めます。

よって、新交通体系と観光に関する調査特別委員会委員には、ただいま指名いたしました神崎和枝議員、江口勝幸議員、田村敏郎議員、稲垣明美議員、中川友規議員、平松俊一議員、川村主税議員、以上7人の議員を選任することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩中に委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。

午前11時34分 休憩

午前11時40分 再開

○議長(木下 敏) 休憩前に引き続き、再開いたします。

この際、諸般の報告を行います。

### 諸 般 の 報 告

○議長(木下 敏) この際、諸般の報告を行います。

ただいま、新交通体系と観光に関する調査特別委員会より、委員長に田村敏郎議員、副委員長に川村主税議員を互選した旨の報告がありました。

この際、委員長就任の挨拶を求めます。副委員長も一緒をお願いいたします。

○委員長(田村敏郎) ただいま、新交通体系と観光に関する調査特別委員会の委員長に互選されました田村と申します。そして副委員長の川村でございます。

これから、新交通体系、観光、いよいよ正念場に入ってきましたので、ぜひ皆様方の御協力を得ながら、しっかりとした調査をしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長(木下 敏) 委員長就任の挨拶を終わります。

追加日程第2

発議案第7号 特別委員会設置に関する決議

○議長(木下 敏) 追加日程第2 発議案第7号特別委員会設置に関する決議を議題といたします。

提案説明を求めます。

中川友規議員。

○9番(中川友規) 発議案第7号特別委員会設置に関する決議。

標記の発議案を会議規則第13条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり提出いたします。

令和5年6月2日。

七飯町議会議長、木下敏様。

提出者、七飯町議会議員、中川友規。

賛成者、七飯町議会議員、上野武彦議員、澤出明宏議員、佐々木陵二議員、稲垣明美議員、川村主税議員。

特別委員会設置に関する決議。

次のとおり、特別委員会を設置する。

1、名称。防災・災害対策等に関する調査特別委員会。

2、設置の目的。被害状況の把握と防災・災害対策等に関する調査、研究が必要なため。

3、構成人員。6名。

4、活動期間。調査が終了するまで、閉会中も継続して調査を行う。

以上でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長(木下 敏) これより、質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 討論を終わります。

これより、採決を行います。

発議案第7号特別委員会設置に関する決議について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されまし

た。

ただいま設置されました防災・災害対策等に関する調査特別委員会の委員は七飯町議会委員会条例第6条の規定により、議長が会議に諮って指名することとなっております。

お諮りいたします。

防災・災害対策等に関する調査特別委員会委員に澤出明宏議員、青山金助議員、川上弘一議員、佐々木陵二議員、上野武彦議員、池田誠悦議員、以上6人の議員を指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 御異議なしと認めます。

よって、防災・災害対策等に関する調査特別委員会委員には、ただいま指名いたしました澤出明宏議員、青山金助議員、川上弘一議員、佐々木陵二議員、上野武彦議員、池田誠悦議員、以上6人の議員を選任することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩中に委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。

午前11時45分 休憩

午前11時51分 再開

○議長(木下 敏) 休憩前に引き続き、再開いたします。

### 諸 般 の 報 告

○議長(木下 敏) この際、諸般の報告を行います。

ただいま、防災・災害対策等に関する調査特別委員会より、委員長に川上弘一議員、副委員長に澤出明宏議員を互選した旨の報告がありました。

この際、委員長就任の挨拶を求めます。副委員長も一緒をお願いいたします。

○委員長(川上弘一) ただいま、防災・災害対策等に関する調査特別委員会に委員長で互選されました川上でございます。同じく副委員長に選ばれました澤出議員でございます。

今後とも、安心・安全なまちづくりのために、委員会で活動を続けていきたいと思っておりますので、皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

○議長(木下 敏) 委員長就任の挨拶を終わります。

追加日程第3

### 発議案第8号 特別委員会設置に関する決議

○議長(木下 敏) 追加日程第3 発議案第8号特別委員会設置に関する決議を議題といたします。

提案説明を求めます。

中川友規議員。

○9番(中川友規) 発議案第8号特別委員会設置に関する決議。

標記の発議案を会議規則第13条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり提出いたします。

令和5年6月2日。

七飯町議会議長、木下敏様。

提出者、七飯町議会議員、中川友規。

賛成者、七飯町議会議員、上野武彦議員、澤出明宏議員、佐々木陵二議員、稲垣明美議員、川村主税議員。

特別委員会設置に関する決議。

次のとおり、特別委員会を設置する。

1、名称。並行在来線と地域公共交通に関する調査特別委員会。

2、設置の目的。北海道新幹線札幌開業後の並行在来線の在り方とそれを含めた地域公共交通に関する調査研究が必要なため。

3、構成人員。議長を除く13名。

4、活動期間。調査が終了するまで、閉会中も継続して調査を行う。

以上でございます。

○議長(木下 敏) これより、質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 討論を終わります。

これより、採決を行います。

発議案第8号特別委員会設置に関する決議について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 御異議なしと認めます。

よって、本案については原案のとおり可決されました。

ただいま設置されました並行在来線と地域公共交通に関する調査特別委員会の委員は七飯町議会委員会条例第6条の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

お諮りいたします。

並行在来線と地域公共交通に関する調査特別委員会委員は議長を除く全員の議員を指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 御異議なしと認めます。

よって、並行在来線と地域公共交通に関する調査特別委員会委員には議長を除く全員の議員を選任することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩中に委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。

午前11時55分 休憩

午後0時00分 再開

○議長(木下 敏) 休憩前に引き続き、再開いたします。

---

### 諸 般 の 報 告

---

○議長(木下 敏) この際、諸般の報告を行います。

ただいま、並行在来線と地域公共交通に関する調査特別委員会より、委員長に神崎和枝議員、副委員長に中川友規議員を互選した旨の報告がありました。

この際、委員長就任の挨拶を求めます。副委

員長も一緒をお願いいたします。

○委員長(神崎和枝) ただいま、並行在来線と地域公共交通に関する調査特別委員会において、委員長に私、神崎和枝、副委員長に中川友規議員が推薦されました。

今後、並行在来線の存続や地域公共交通の確保に皆様と一緒に一体となって調査・研究をしてみたいと思いますので、皆様のお力添えをよろしくお願いいたします。

○議長(木下 敏) 委員長就任の挨拶を終わります。

---

### 追加日程第4

#### 発議案第9号 地方財政の充実・強化に関する意見書

---

○議長(木下 敏) 追加日程第4 発議案第9号地方財政の充実・強化に関する意見書を議題といたします。

提案説明を求めます。

川上弘一議員。

○5番(川上弘一) 発議案第9号地方財政の充実・強化に関する意見書につきまして、読み上げまして提案説明に代えさせていただきます。

標記の意見書を会議規則第13条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり提出いたします。

令和5年6月6日。

七飯町議会議長、木下敏様。

提出者、七飯町議会議員、川上弘一。

賛成者、七飯町議会議員、澤出明宏議員、佐々木陵二議員、稲垣明美議員、川村主税議員、上野武彦議員、中川友規議員。

地方財政の充実・強化に関する意見書。

今、地方公共団体には、急激な少子高齢化に伴う、医療・介護など社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、デジタル化、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる役割が求められています。しかし、現実に地域公共サービスを担う人員は不足しており、疲弊する職場実態に

ある中、新型コロナウイルス、また多発する大規模災害への対応も迫られております。これらに対応する地方財政について、2021年度の地方一般財源水準を2024年度まで確保するとしておりますが、それをもって増大する行政需要に十分対応し得るのか、大きな不安が残されています。

このため、2024年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、歳入歳出を的確に見積もり、地方財政の確立を目指すよう、以下の事項の実現を求めます。

記。

1、社会保障の維持・確保、人への投資も含めた地域活性化、デジタル化、脱炭素化、防災・減災、物価高騰対策など、増大する地方公共団体の財源需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費も含めて、十分な地方一般財源総額の確保を踏ること。

2、今後一層求められる子育て対策、また地域医療の確保、介護など、急増する社会保障ニーズが、自治体の一般行政経費を圧迫することから、地方単独事業分も含め、十分な社会保障経費の拡充を図ること。

3、まち・ひと・しごと創生事業費の1兆円は、新たに地方創生推進費として2023年度も確保されておりますが、持続可能な地域社会の維持・発展に向けて、より恒久的な財源とすること。

4、地方交付税の法定率を引き上げるなどし、臨時財政対策債に頼らない、より自立的な地方財政の確立に取り組むこと。併せて、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、小規模自治体に配慮した段階補正の強化など対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

北海道亀田郡七飯町議会。

提出先、内閣総理大臣殿、財務大臣殿、総務大臣殿、厚生労働大臣殿、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）殿、内閣府特命担当大臣（地方創生）殿。

以上でございます。御審議のほど、よろしく

お願い申し上げます。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

発議案第9号地方財政の充実・強化に関する意見書を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

追加日程第5

**発議案第10号 特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置を求める意見書**

---

○議長（木下 敏） 追加日程第5 発議案第10号特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置を求める意見書を議題といたします。

提案説明を求めます。

神崎和枝議員。

○2番（神崎和枝） 発議案第10号特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置を求める意見書。

標記の意見書を会議規則第13条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和5年6月6日。

七飯町議会議長、木下敏様。

提出者、七飯町議会議員、神崎和枝。

賛成者、七飯町議会議員、田村敏郎議員、佐々木陵二議員、池田誠悦議員、澤出明宏議員、稲垣明美議員、中川友規議員。

これから読み上げまして提案をいたします。

特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置を求める意見書。

文部科学省学校基本調査によると、特別支援教育を受ける児童・生徒は年々増加しており、10年間で、特別支援学校については学校数が約11%増加、児童・生徒数は約14.3%増加、特別支援学級は1.6倍に増え、児童・生徒数は2.1倍に増加している。また、通級による指導を受けている児童・生徒数は約2.6倍に増え、教育現場では新たな特別支援教育体制の整備が必要になっている。

このような状況に適切に対処するためには、特別支援学校・学級への専門的な知識や経験を持った教員等の増員が必要不可欠である。また今日、共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づき、子供たちの多様性を尊重するインクルーシブ教育システムの構築が求められており、そのためにも我が国の特別支援教育のさらなる拡充が必要である。

よって政府においては、医療的ケアを含めた特別支援教育が必要な子供の増加や、様々な障害のある児童・生徒に的確に対応した教育を実現するために、特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置に向けて、以下の事項について財政措置を含めた特段の措置を講じることを求める。

記。

1、特別支援教育支援員の適切な配置。障害のある児童・生徒に対し、食事、排泄、教室移動の補助等、学校における日常生活動作の介助を行ったり、発達障害の児童生徒に対し、学習活動上のサポート等を行う特別支援教育支援員の適切な配置への支援。

2、特別支援教育コーディネーターの適切な配置。保護者や関係機関に対する学校の窓口として、また、学校内の関係者や福祉・医療等の関係機関との連絡調整の役割を担い、子供たちのニーズに合わせた支援をサポートする特別支援教育コーディネーターの適切な配置への支援。

3、看護師等の専門家の適切な配置。医療ケアが必要な子供や、障害のある子供への支援を的確に実施するために、看護師、ST（言語聴覚士）、OT（作業療法士）、PT（理学療法

士）等の専門家の必要に応じた適切な配置への支援。

4、特別支援学校のセンター的機能の強化。各学校でインクルーシブ教育を一体的に進めるために、担当の教員だけでなく学校長等に対する指導や研修等を実施し、校内全体での取組を促進するために、特別支援学校のセンター的機能強化への支援。

5、特別支援教育デジタル支援員（仮称）の配置。GIGAスクール構想により整備された1人1台の端末を、特別支援学級や特別支援学校において、授業はもとより、個々の特性や教育的ニーズに応じた支援ツールとして有効に活用するための特別支援教育デジタル支援員（仮称）の配置への支援。

6、特別支援学校教諭免許状の取得支援。特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状の取得率は87.2%となっており、特別支援学校における教育の質の向上の観点から、教職員への取得支援の強化や、大学等における特別支援教育に関する科目の修得促進等、教職員に対する特別支援学校教諭免許状の取得への支援、併せて、特別免許状についても強力で推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

北海道亀田郡七飯町議会。

提出先、文部科学大臣殿、財務大臣殿。

以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許しません。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

発議案第10号特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置を求める意見書を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

追加日程第6  
議員の派遣について

---

○議長（木下 敏） 追加日程第6 議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第127条の規定により、お手元に配布のとおり、議員を派遣したいと思います  
が、御異議ございませんか。

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。  
よって、本件についてはお手元に配布のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

---

追加日程第7  
閉会中の委員会活動の承認について

---

○議長（木下 敏） 追加日程第7 閉会中の委員会活動の承認についてを議題といたします。

お手元に配付のとおり、各常任委員会及び議会運営委員会から、特定の案件について、閉会中に委員会活動を行いたい旨の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員会申し出のとおり、この活動を承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。  
よって、委員会申し出のとおり、この活動を承認することに決定いたしました。

---

閉 会 の 議 決

---

○議長（木下 敏） お諮りいたします。  
本定例会に付議された案件は全て終了いたしました。したがって、会議規則第6条の規定により、本日で閉会したいと思います、これに

御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本定例会は、本日で閉会することに決定いたしました。

---

閉 会 宣 告

---

○議長（木下 敏） これをもちまして、令和5年第2回七飯町議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後0時15分 閉会